

やさしい終身医療

病気やケガでの日帰り入院を含む入院から、放射線治療・骨髄移植・先進医療・骨髄ドナーとしての手術にもしっかり対応。また、『オプション』を自由に組み合わせることで必要な保障をしっかりと準備することもできます。

特徴 1 過去1年以内に喫煙歴がないと、保険料が安くなります*

オプション 非喫煙者割引特約

■タバコを吸わない方は**保険料が安くなります！***

* 過去1年以内に喫煙歴がないこと、唾液検査を受けていただき検査結果に問題がないことが必要となります。（被保険者本人が喫煙者でなくとも、受動喫煙により喫煙者と判定されることもあります。）

特徴 2 短期入院・長期入院にも保障を充実させて備えることができます

オプション 短期入院・外来手術保障充実特約

- 1日以上9日以内の入院でも、**10日分の入院給付金**が受け取れます！
- 外来の手術で、主契約における**外来での手術給付金の倍額**が受け取れます！

オプション 八大生活習慣病入院無制限給付特約

- 八大生活習慣病での入院は、入院給付金の**給付日数が無制限に！**

特徴 3 健康給付金を受け取ることもできます

オプション 健康給付特約

- 5年間健康に過ごせた場合*、**うれしい健康給付金**が受け取れます！

* 5年ごとの健康給付金支払対象期間中、継続10日以上以上の入院に対する入院給付金のお支払がなく、健康給付金支払対象期間の満了時に被保険者をご生存の場合。ただし、被保険者が健康給付金支払対象期間の満了日の翌日において91歳以上となる場合、健康給付金のお支払はありません。

仕組図（イメージ）

このマークのある保障には、非喫煙者保険料率の適用が可能です。

	主なお支払事由	非喫煙者保険料率	お支払限度	お支払金額など	
基本の保障 主契約	入院への備え 疾病入院給付金 災害入院給付金 病気・ケガによる1日以上 の入院 をされたとき <small>日帰り入院にも対応</small>		病気・ケガそれぞれ1回の入院：60日 通算：1,095日	入院給付金日額 × 入院日数	生涯保障
	手術への備え 手術給付金 骨髄ドナー給付金 病気・ケガによる 所定の手術 を受けられたとき 責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日より 骨髄移植ドナーとしての手術 を受けられたとき		支払回数 無制限 ※放射線治療は60日に1回まで 保険期間を通じて1回まで	〔入院中〕 入院給付金日額 × 20 〔外来〕 入院給付金日額 × 5 入院給付金日額 × 20	
	保険料払込免除 所定の 高度障害状態 または 身体障害の状態 に該当されたとき		—	以後の保険料のお払込は不要	

プラス 以下の保障を自由に選んで組み合わせることができます！

	主なお支払事由	非喫煙者保険料率	お支払限度	お支払金額など	
選べる保障 オプション	短期入院・外来手術保障充実特約 短期の入院・外来手術の充実 疾病入院給付金 災害入院給付金 手術給付金 病気・ケガによる1日以上 9日以内の入院 をされたとき <small>日帰り入院にも対応</small>		主契約の給付日数の限度に10日を算入	主契約の疾病・災害入院給付金に代えて 入院給付金日額 × 10	生涯保障
	八大生活習慣病入院無制限給付特約 八大生活習慣病への備え 疾病入院給付金 病気・ケガによる 外来での所定の手術 を受けられたとき		支払回数 無制限 ※放射線治療は60日に1回まで	主契約の手術給付金に代えて 入院給付金日額 × 10	
	八大生活習慣病入院無制限給付特約 八大生活習慣病への備え 疾病入院給付金 八大生活習慣病による 入院 をされたとき		給付日数 無制限	主契約の疾病入院給付金の給付日数を拡大し 八大生活習慣病による入院の場合の給付日数を無制限で保障	
	先進医療給付特約 先進医療への備え 先進医療給付金 先進医療等による 療養 を受けられたとき		—	保険期間を通じて2,000万円まで 先進医療等にかかる技術料と同額	
三大疾病保険料払込免除特約 三大疾病保険料払込免除 三大疾病により 所定の状態 に該当されたとき	—	—	以後の保険料のお払込は不要		
健康給付特約 うれしい健康給付金 健康給付金 所定の要件*を満たし、 5年ごとの健康給付金支払対象期間の満了時 にご生存のとき		—	5年ごとの健康給付金支払日に 入院給付金日額 × 10	最長90歳まで	

* 5年ごとの健康給付金支払対象期間中、継続10日以上以上の入院に対する入院給付金のお支払がない場合。

※ すべての保険料払込が終了し、保険料払込期間満了後に被保険者が死亡された場合には、入院給付金日額 × 10 を死亡時払戻金として死亡時払戻金受取人にお支払いします。（保険料払込期間が終身払込の場合、または保険料払込期間が55・60・65・70歳払込の場合で保険料払込期間中に死亡された場合には、死亡時払戻金はありません。）

商品の概要

名称	給付金等	主なお支払事由	お支払限度	お支払金額など	
主契約	疾病・災害入院給付金	病気・ケガによる1日以上以上の入院をされたとき	病気・ケガそれぞれ 1回の入院：60日 通算：1,095日	入院給付金日額×入院日数	
	手術給付金	病気・ケガによる所定の手術を受けられたとき	支払回数 無制限 (放射線治療は60日に1回まで)	(入院中)入院給付金日額×20 (外来)入院給付金日額×5	
	骨髄ドナー給付金	責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日より骨髄移植ドナーとしての手術を受けられたとき	保険期間を通じて1回まで	入院給付金日額×20	
	保険料払込免除	所定の高度障害状態または身体障害の状態に該当されたとき	-	以後の保険料のお払込は不要	
特則	短期入院・外来手術保障充実特則	疾病・災害入院給付金	病気・ケガによる1日以上9日以内の入院をされたとき	主契約の給付日数の限度に10日を算入	主契約の疾病・災害入院給付金に代えて入院給付金日額×10
		手術給付金	病気・ケガによる外来での所定の手術を受けられたとき	支払回数 無制限 (放射線治療は60日に1回まで)	主契約の手術給付金に代えて〔外来〕入院給付金日額×10
	八大生活習慣病入院無制限給付特則	疾病入院給付金	八大生活習慣病〔がん（悪性新生物・上皮内がん）・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患・腎疾患・肝疾患・膵疾患〕による入院をされたとき	-	主契約の疾病入院給付金の給付日数限度を拡大し、八大生活習慣病による入院の場合の給付日数を無制限で保障
	健康給付特則（5年型・健康給付倍率10倍）	健康給付金	5年ごとの健康給付金支払対象期間中、継続10日以上以上の入院に対する入院給付金のお支払いがなく、健康給付金支払対象期間の満了時にご生存のとき	-	5年ごとの健康給付金支払日に入院給付金日額×10
特約	先進医療給付特約	先進医療給付金	つぎのいずれかによる療養を受けられたとき ・先進医療による療養 ・先進医療に相当する患者申出療養	保険期間を通じて2,000万円まで	先進医療等にかかる技術料と同額
	三大疾病保険料払込免除特約	保険料払込免除	三大疾病〔がん（悪性新生物）*1・心疾患・脳血管疾患〕により所定の状態に該当されたとき	-	以後の保険料のお払込は不要
	非喫煙者割引特約	-	ご契約時に非喫煙者保険料率を選択のうえ、この特約をお申し込みいただき、被保険者の喫煙状況等がT&Dフィナンシャル生命の定める基準を満たしている場合、主契約および特則の保険料は、非喫煙者保険料率が適用されます。		
保険期間	終身*2	解約払戻金	保険料払込期間中は解約払戻金がありません。	配当金	ありません。

* 1 がん（悪性新生物）については責任開始の日から91日目より保障が開始されます。

* 2 健康給付特則を適用した場合、被保険者が健康給付金支払対象期間の満了日の翌日において91歳以上となる場合、健康給付金のお支払はありません。

【先進医療による療養について】

先進医療による療養とは、健康保険法等に定める公的医療保険制度に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいいます。

※ ご契約時に先進医療に該当する療養であった医療技術であっても、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養等、厚生労働大臣が定める先進医療でなくなっている療養についてはお支払の対象にはなりません。

※ 対象となる先進医療については、厚生労働省ホームページにて一覧をご確認いただくことができます。ただし、一覧に記載のある医療技術であっても、治療方法や症例・実施医療機関等によっては先進医療に該当しない場合があります。

【先進医療に相当する患者申出療養について】

先進医療に相当する患者申出療養とは、健康保険法等に定める公的医療保険制度に基づく患者申出療養であって、医療技術や適応症が「先進医療のいずれかと同一」であり、実施計画における適格基準等が「先進医療の実施計画のものと同等」である療養をいいます。

※ 患者申出療養として行われた療養でも、つぎの場合、先進医療給付金のお支払対象にはなりません。

- 既に実施されている先進医療の実施計画対象外の患者に対する療養。
- 先進医療としても患者申出療養としても実施されていない療養。
- 現在行われている治験の対象とならない患者に対する治験薬等を使用する療養。

主な取扱規程

保険料払込期間 契約年齢範囲	保険料 払込期間	契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	入院給付金日額	3,000円以上（1,000円単位）
	55歳払込	20歳～35歳	付加できる特約	先進医療給付特約、三大疾病保険料払込免除特約、非喫煙者割引特約、責任開始期に関する特約、指定代理請求特約
60歳払込	20歳～39歳			
65歳払込	20歳～44歳			
70歳払込	20歳～52歳			
	終身払込	20歳～85歳		

※ 上記のお取扱は、被保険者の契約年齢等により異なります。また、募集代理店により取扱が一部異なる場合があります。

●「家計にやさしい終身医療」は、T & Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なります。

元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

●この資料は、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」の補助資料であり、お支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。この保険のご検討、お申込に際しては、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ず全般的にご確認ください。

【募集代理店】

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F

Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195

【引受保険会社】

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

【お客様サービスセンター】 ☎0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

【ホームページ】 <https://www.tdf-life.co.jp>